都城市中小企業・小規模企業振興基本条例の概要

目的

中小企業・小規模企業振興策を総合的かつ計画的に推進し、中小企業・小規模企業の成長発展及び地域経済の活性化を図り、市の経済発展と市民生活の向上に寄与する

基本理念

○中小企業・小規模企業の自主的な努力や創意工夫を促進
○中小企業・小規模企業が地域経済の発展及び雇用の創出に貢献し、市民生活を支える重要な存在であることを認識
○市、中小企業・小規模企業、経済団体、大企業等、金融機関、教育機関等及び市民の協働
○小規模企業への特段の配慮

９つの基本方針

- 人材育成 人材確保 雇用創出
- 経営基盤の強化
- 資金供給の円滑化
- 創業 事業承継 新分野進出の促進
- 技術開発、新製品・新サービス開発の促進
- デジタル化の推進による業務効率化・生産性向上
- 地域の多様な資源・特性等を活かした事業活動の促進
- 販路開拓・取引拡大
- 国際的視点に立った事業展開の促進

関係者の責務と役割

都城市

○施策の立案、実施
○国県その他団体との連携
○小規模企業への特段の配慮
○受注機会の確保

経済団体

○経営の向上及び改善への支援
○市の施策への協力

大企業等

○市の施策への協力
○地域社会への貢献、市民生活の向上
○経済団体等への加入・協力

中小企業・小規模企業

○自主的な努力と創意工夫
○雇用創出、人材育成
○市の施策への協力
○地域社会への貢献、市民生活の向上
○経済団体等への加入・協力

金融機関

○事業活動に有用な情報提供
○市の施策への協力

教育機関等

○健全な職場観、勤労観の醸成
○市の施策への協力

市民

○中小企業等の重要性の理解
○市の施策への協力

中小企業・小規模企業・経済団体等から意見を聞く場の設置

⇩

中小企業・小規模企業の振興に関する施策へ反映